島労発雇均1019第1号
令和８年10月19日

一般社団法人島根労働基準協会会長　様

島根労働局長

令和８年度「しわ寄せ」防止キャンペーン月間の実施について（御依頼）

労働行政の運営につきまして、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）による改正後の労働基準法（昭和22年法律第49号）や労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成４年法律第90号）が、平成31年４月から施行されている中、大企業・委託事業者による長時間労働の削減等の取組が、取引先中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更、人員派遣の要請及び附帯作業の要請などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

このような状況を改善するため、厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会では、「しわ寄せ」防止に向けた施策を総合的かつ継続的に推進するために令和元年６月に策定した「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止のための総合対策」（以下「総合対策」という。）に基づき、「しわ寄せ」防止に向けた取組を推進しております。

総合対策では、厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会が連携し、「しわ寄せ」防止に向けた各種施策を講じることとしており、特に、11月を「「しわ寄せ」防止キャンペーン月間」と位置付け、同月に実施される「過重労働解消キャンペーン」と連携を図りながら、「しわ寄せ」防止に向けた集中的・効果的な周知・啓発の取組を行うこととしています。

つきましては、貴職におかれましても、本取組の趣旨を御理解いただき、ポスターの掲示やリーフレットの配布、広報誌への掲載等により、傘下会員企業等への周知に御協力いただきますようお願いします。

なお、リーフレットは、以下に掲載しておりますので、御活用ください。

○「しわ寄せ」防止特設サイト　https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/

資料等に関する問い合わせ先
島根労働局雇用環境・均等室　担当 津森
TEL：0852－31－1161